

令和2年度「池上地区まちおこしの会」総会次第

1 議事

(1) 令和2年度事業報告

書類番号 1-1~7

(2) 令和2年度会計報告

書類番号 2-1~2

(3) 令和2年度監査報告

書類番号 2-1~2

<質疑・承認>

(4) 令和3年度事業案

書類番号 3-1~7

(5) 令和3年度予算案

書類番号 4

<質疑・承認>

(6) 会則改正について

書類番号 5-1~3

<質疑・承認>

(7) 会員の異動について

《新規入会》個人：3名、団体：0団体 《退会》個人：3名、団体：1名

以上の議事について、同封の議事承認・否認回答書にてご回答
ください。

回答締切：令和3年4月23日

令和2年度 池上地区まちおこしの会 部会活動報告書

部会名（環境部会）

開催日	件名	場所	実施内容等
令和2年 4月下旬	部会	池上特別出張所	中止
5月上旬	緑のカーテン ミニトマト・ゴーヤ苗配布 会	池上小学校	中止
5月下旬	多摩川河川敷清掃活動 (グリーンアクションたま がわ)	多摩川河川敷	中止
9月中旬	部会	池上特別出張所	中止
10月	お会式前クリーンキャン ペーン	池上駅～池上通り～本 門寺～池上特別出張所	中止
10月	講演会orフィールドワーク (ふれあいパーク関連)		中止
11月中旬	部会	池上特別出張所	中止
令和3年 1月上旬	部会	池上特別出張所	中止
2月	梅まつり前クリーンキャン ペーン	池上駅～商店街～ 池上梅園	中止
2月下旬	部会	池上特別出張所	中止
3月上旬	第8回スポGOMI大会	徳持小学校	中止
3月中下旬	部会	池上特別出張所	中止

◇新型コロナウイルス感染防止のため、ペットボトルキャップ回収事業以外は中止。

令和2年度 池上地区まちおこしの会 部会活動報告書

部会名（防犯部会）

開催日	件名	場所	実施内容等
令和2年 6月16日 ～29日	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	不審者情報にともなう各町会巡回
7月16日 ～29日	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	振り込み詐欺防止広報巡回
8月16日 ～31日	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	児童塾帰宅時間 強化パトロール
9月16日 ～30日	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	不審者情報にともなう各町会巡回
10月16日 ～31日	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	児童帰宅時間帯強化パトロール
11月16日 ～30日	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	不審者情報にともなう各町会巡回
12月16日 ～25日	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	歳末町会パトロール・周辺パトロール
令和3年 1月16日 ～30日	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	児童塾帰宅時間 強化パトロール
2月16日 ～26日	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	ひったくり防止 強化パトロール
3月16日 ～29日	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	不審者情報にともなう各町会巡回

※4月、5月はコロナ感染対策のため活動を休止いたしました。

池上地区まちおこしの会 令和2年度収支報告

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

1 収入		
摘要	金額	(備考)
前年度繰越	904,751	
会費	269,000	
池上みやげ売り上げ	65,900	
企画部会	0	
環境部会	0	
防犯部会	14,000	
ホームページ更新費	120,000	
助成金	100,000	
預金利息	6	
その他(舞台レンタル等)	0	
収入計	1,473,657	

2 支出		
摘要	金額	(内訳)
*各部会会計より	17,441	
池上まつり実行委員会：準備金		0
企画部会		0
環境部会		0
防犯部会		17,441
防災部会		0
池上みやげ品(Tシャツ、ポロシャツ等)購入	226,380	
ホームページ制作・管理・サーバー更新	139,073	
事務局経費(通信費、会議費、用紙等事務経費)	295,617	
支出計	678,511	

3 収支残額		
摘要	金額	
1 収入計	1,473,657	
2 支出計	678,511	
3 収支残額	795,146	

※池上まつり収支は、別紙参照。

池上地区まちおこしの会 監査報告

令和2年度池上地区まちおこしの会会計の会計帳簿、領収書等の証拠書類、預金及び現金について監査を行ったところ、適正であることを確認した。

令和3年3月31日

会計監査

小木 佐市



第18回池上まつり（未実施） 収支報告

<収入>

項 目	金 額	備 考
まちおこしの会から準備金	0	
広告料、協賛金、お祝い金	0	
前年度繰越	571,320	
職人尽くし寄付	0	
真心市売上金	0	
模擬店コーナー参加費	0	
産直物産売上	0	
スタッフ昼食代	0	
懇親会会費	0	
助成金	0	
預金利息	4	
計	571,324	

<支出>

項 目	金 額	備 考	
コーナー別経費	0		
内 訳	パレード	0	
	野外ステージ	0	
	室内ステージ	0	
	職人尽くし	0	
	池上昔写真	0	
	お楽しみ抽選会	0	
	団体コーナー	0	
	産直物産	0	
	警備	0	
	模擬店	0	
広報・宣伝経費	0		
謝礼	0		
結団式経費	0		
スタッフ昼食代等	0		
その他飲食物	0		
懇親会経費	0		
事務局経費	0		
保険代	0		
ツツジ贈呈代	0		
舞台購入負担金	0		
計	0		
差し引き	571,324		

池上地区まちおこしの会 第18回池上まつり実行委員会 監査報告

令和2年度池上地区まちおこしの会池上まつり実行委員会会計の会計帳簿、領収書等の証拠書類、預金及び現金について監査を行ったところ、適正であることを確認した。

令和3年3月31日

会計監査

小木 佐市



令和3年度 池上地区まちおこしの会 部会事業計画書

部会名 (環境部会)

開催日 (又は 期間)	件名	場所	実施(検討)内容等
令和3年 4月	部会	池上特別出張所	・今年度の体制と年間活動計画、緑のカーテン 苗配布会打合せ
5月	緑のカーテン 苗配布会	未定	・新型コロナウイルスの状況次第
5月	グリーンアクション多摩川	多摩川河川敷	中止
8月	池上まつり		・各自が独自に池上まつり参加協力
9月中旬	部会	池上特別出張所	・お会式前クリーンキャンペーン、第8回スポGOMI池上大会等について
10月	お会式前クリーン キャンペーン	未定	・池上シニア会等と合同開催予定
10月	講演会or フィールドワーク	未定	
11月			・第8回スポGOMI池上大会への協賛、協力等への挨拶開始
11月	部会	池上特別出張所	・お会式前クリーンキャンペーン反省 ・第8回スポGOMI池上大会予算・スケジュールについて
12月			・情報交換会参加
令和4年 1月	部会	池上特別出張所	・第8回スポGOMI池上大会計画骨子について、 梅まつり前クリーンキャンペーンについて
2月下旬	部会	池上特別出張所	・第8回スポGOMI池上大会役割、当日スケジュールについて(連盟等と最終確認)
2月	梅まつり前クリーン キャンペーン	未定	・池上シニア会等とコラボ
3月上旬	第8回スポGOMI池上大会	徳持小学校	
3月	部会	池上特別出張所	・第8回スポGOMI池上大会反省会、次年度の組織構成改選について

令和3年度 池上地区まちおこしの会 部会事業計画書

部会名 (防犯部会)

開催日 (又は 期間)	件名	場所	実施(検討)内容等
令和3年 4月	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	新入学学校周辺・学童保育帰宅 重点パトロール
5月	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	小中学校周辺強化パトロール
6月	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	管轄内ひたくり防止キャンペーン 強化パトロール
7月	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	夏休み・学校行事・児童塾帰宅時間 強化パトロール
8月	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	管轄内振り込み詐欺防止キャンペーン 強化パトロール
9月	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	児童帰宅時間帯 強化パトロール
10月	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	管轄内振り込み詐欺防止キャンペーン 強化パトロール
11月	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	管轄内ひたくり防止キャンペーン 強化パトロール
12月	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	歳末町会パトロール・周辺パトロール
令和4年 1月	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	管轄内振り込み詐欺防止キャンペーン 強化パトロール
2月	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	振り込み詐欺防止広報巡回
3月	公用車青パト巡回	池上特別出張所管轄	管轄内ひたくり防止キャンペーン 強化パトロール

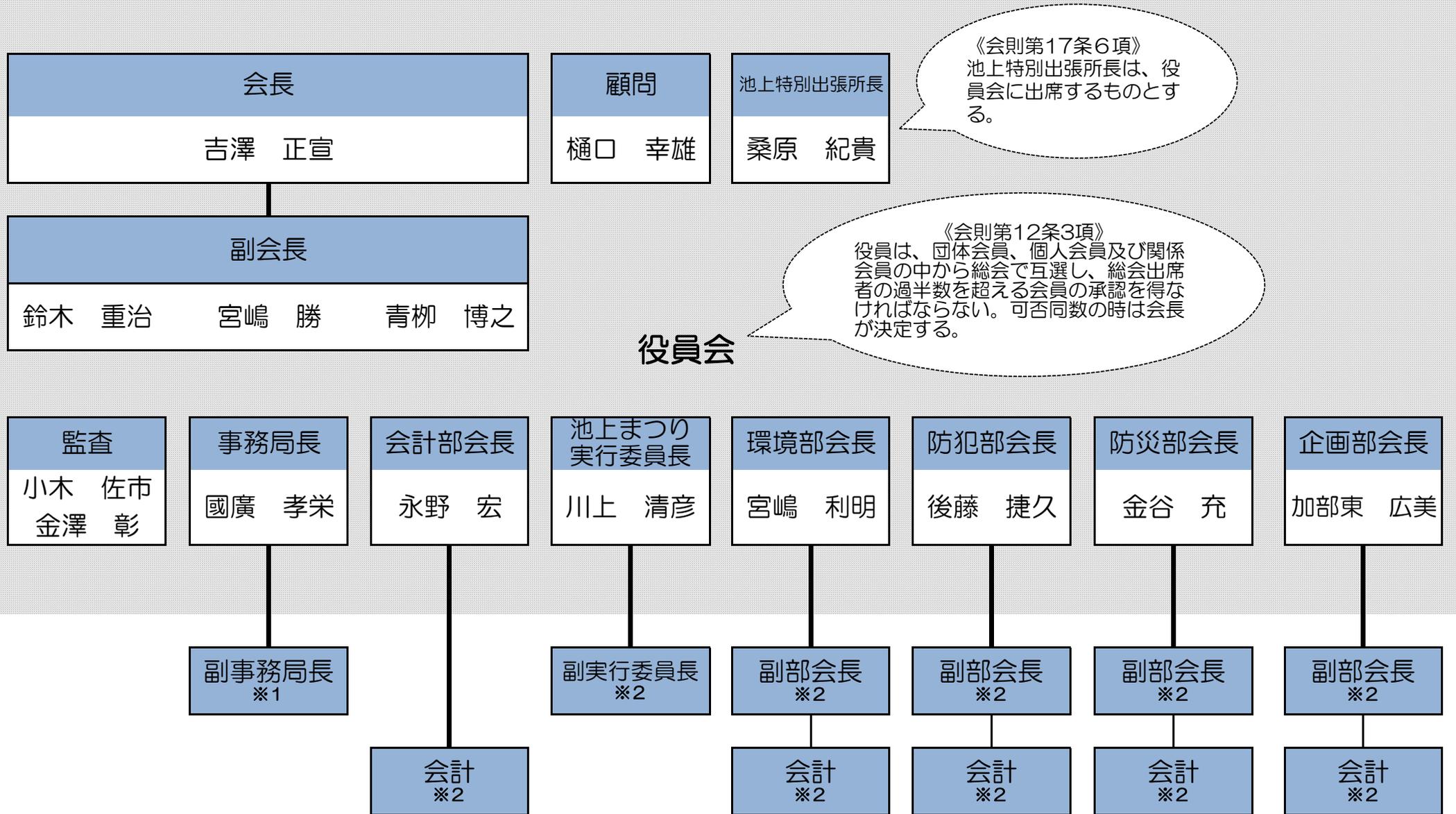
池上地区まちおこしの会 令和3年度予算(案)

令和3年4月9日

1. 収入予定		
	摘 要	金 額
	令和2年度からの繰越	795,146
	会費 (令和2年度+7,000)	276,000
	池上みやげ	200,000
	収入合計	1,271,146

2. 支出予定		
	摘 要	金 額
	各部会活動経費 (50,000円×4部会)	200,000
	事務経費 (通信費、用紙購入費等)	100,000
	池上みやげ購入	200,000
	予備費	771,146
	支出合計	1,271,146

令和3年度池上地区まちおこしの会役員会 組織図（案）



※1 《会則第20条2項》事務局の副事務局長、若干の事務局員は事務局長が指名する。

※2 《会則第21条2項》部会には副部会長及び会計をおき、部会長が指名する。

「池上地区まちおこしの会」会則

【名称】

第1条 本会は、池上地区まちおこしの会(以下「まちおこしの会」という)と称する。

【目的】

第2条 まちおこしの会は、池上地区における自分たちのまちが、自分たちの力で、明るく楽しくいきいきとした魅力あるまちとなることを目的とする。そのため、会員の運営により、まちおこし事業を推進するものとする。

【会員】

第3条 まちおこしの会の会員は、本会の目的に賛同する者で構成する。(以下「会員」という。)

【会員の種別】

第4条 この会の会員は次の3種類とする。なお、団体会員及び関係会員は個人会員として登録することができる。

- (1) 池上特別出張所所管(以下「所管」という)区域内の自治会・町会、商店会、PTA等の団体を代表する者は団体会員とする。ただし、役員会において承認された団体の代表者は、所管区域外であっても団体会員とする。(以下「団体会員」という。)
- (2) 個人で会費を納めるものは個人会員とする。(以下「個人会員」という。)
- (3) 所管区域内の公共施設関係及び小・中学校等の教育機関等を代表する者及びまちおこしの会が協力を求めた団体代表者は関係会員とする。(以下「関係会員」という。)

【会費】

第5条 会員は会費を納入しなければならない。

- 2 個人会員は年額1口1,000円以上の会費を納めるものとする。
- 3 団体会員は年額1口5,000円以上の会費を納めるものとする。

【会費の免除】

第6条 関係会員は会費の納付を免除する。ただし、関係会員が個人会員として登録することを妨げるものではない。

【払込方法】

第7条 年会費は所定の銀行口座への振替又は現金で事務局へ毎年4月末日までに納入するものとする。また、年度途中から個人会員及び団体会員になった場合は、随時、納めるものとする。この場合、日割り計算は行わない。**なお、銀行口座への振替に掛かる手数料は自己負担とする。**

【会計等】

第8条 会費の管理及び収支事務を含めた会計は事務局が行うものとする。

- 2 会計部を置く。
- 3 事務局は会計帳簿を備え、まちおこしの会の収支内容を記録し、会計部**会**長が決算を総会で報告する。

【事業】

第9条 まちおこしの会は、第2条の目的を達するため、下記事項を行う。

- (1) 地域イベントとしての「池上まつり」を開催すること。
- (2) 各部会及び地域内各団体の「情報交換会」を開催すること。
- (3) 地域課題への取り組みを行うこと。
- (4) まちおこしに必要な情報の収集、調査、研究を行うこと。
- (5) その他、まちおこしに関すること。

【資産の構成】

第10条 まちおこしの会の資産は、次の各号により構成される。

- (1) 設立当初寄付された財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 寄付金
- (6) その他の収入

【資産の管理】

第11条 まちおこしの会の資産は会長が管理し、その方法はまちおこしの会の議決を経てこれを決める。

- 2 まちおこしの会の経費は資産を以って支弁する。

【役員等】

第12条 まちおこしの会に次の役員をおく。

- 会 長 1名
- 副会長 若干名
- 事務局長 1名
- 部会長 各1名
- 池上まつり実行委員長 1名
- 監 査 2名

- 2 第15条の規定により部会が設けられたときは、当該部会の部会長を役員とする。
- 3 役員は、団体会員、個人会員及び関係会員の中から総会で互選し、総会出席者の過半数を超える会員の承認を得なければならない。可否同数の時は会長が決定する。
- 4 役員に欠員が生じても、まちおこしの会の運営上支障がない場合は、これを補充しないことができる。
- 5 まちおこしの会には、相談役及び顧問を置くことができる。

【役員職務及び任期】

第13条 役員職務は次の各号のとおりとする。

- (1) 会長はまちおこしの会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
 - (3) 事務局長は会の運営を総括する。
 - (4) 部会長及び池上まつり実行委員長は部会を代表し総括する。
 - (5) 監査は会の会計及び資産を監査する。
- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

【運営等】

第 14 条 まちおこしの会において決定すべき事項は、関係者と協議し、合意に達するまで相互に努力する。

- 2 まちおこしの会において、決定事項及び必要と認められた事項は、随時関係者に周知する。
- 3 各種会議は、原則として公開とし、関係者及び役員会の承認を受けた者は傍聴することができる。
- 4 会長は必要により、区その他の行政機関の各種会議への出席、資料の提出を求めるものとする。
- 5 関係会員は可能な限り、まちおこしの会の活動を支援する。

【機関】

第 15 条 まちおこしの会に次の機関を置く

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 池上まつり実行委員会
- 4 必要に応じ部会（企画・防災・防犯・環境等）を置くことができる。

【総会】

第 16 条 総会は、定期総会及び臨時会とし、概ね次の事項を審議・決定する。

- (1) 事業報告及び決算報告
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 役員の変更
 - (4) 会則の変更
 - (5) 会員の異動についての報告
 - (6) その他重要事項
- 2 総会は、会長が招集する。
 - 3 総会は、招集会日の 5 日前までにその目的である事項及び日時・場所を示した書面をもって通知しなければならない。
 - 4 総会は、団体会員、個人会員及び関係会員の過半数（委任状含む）を以って成立する。
 - 5 事項の決定は、出席者の過半数を以って決定し、可否同数のときは会長が決定する。
 - 6 臨時総会は、必要に応じて開催する。

【役員会】

第 17 条 役員会は、まちおこしの会の役員を以って構成し、必要の都度、会長が招集する。

- 2 役員会で審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 会員の入会及び退会の確認
 - (2) 各部会の監査に関すること。
 - (3) その他、まちおこしの会の運営を遂行するための事項
 - (4) 第 14 条第 3 項に定めた傍聴を認める承認
- 3 役員会は、役員者の過半数を以って成立する。
- 4 役員会は、出席者の過半数を以って決定し、可否同数のときは会長が決定する。

- 5 総会に付議すべき事項であっても緊急やむを得ないと会長が認めたものについては、役員会の議決を経て執行することができる。この場合は、次の総会の承認を求めなければならない。
- 6 池上特別出張所長は、役員会に出席するものとする。

【入会及び退会の確認】

第18条 会員の入会は次の各号に定めるところによる。

- (1) 会員として入会しようとするものは、会の定める入会申込書（別記第1号、第2号様式）により、会長に申し込むものとする。
- (2) 入会申込書を受けた会長は、役員会等で審議し、その結果を本人あてに通知する。
- (3) 申込書を受領されたものは、速やかに会費を納入するものとする。
- 2 役員は会員が反社会的勢力、又は会員として不適切であると判明した場合は、役員会で審議し、必要に応じて退会させることができる。
- 3 役員は入会及び退会の確認にあたっては、公平・中立な立場で行うものとする。

【個人情報の取り扱い】

第19条 本会がその活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

【事務局】

第20条 会の庶務を処理するため、大田区池上一丁目29番6号大田区池上特別出張所に事務局を置く。

- 2 事務局の副事務局長、若干名の事務局員は事務局長が指名する。

【部会】

第21条 部会は、それぞれの部会メンバーで構成し、必要の都度、部会長が召集する。

- 2 部会には副部会長及び会計をおき、部会長が指名する。
- 3 部会で審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 部会の運営・執行・会計に関すること。
 - (2) その他、まちおこしの会の全体運営を遂行するための事項

【事業年度】

第22条 まちおこしの会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日を以って終わる。

【細 則】

第23条 この会則のほか、必要に応じて細則を定めて補充することができる。

付則 この会則は、平成15年3月28日から施行する。

付則 この会則は、平成16年3月23日から施行する。

付則 この会則は、平成19年3月27日から施行する。

付則 この会則は、平成20年3月27日から施行する。

付則 この会則は、平成21年3月26日から施行する。

付則 この会則は、平成26年3月26日から施行する。

付則 この会則は、平成29年4月6日から施行する。

付則 この会則は、令和 2年4月 25日から施行する。

付則 この会則は、令和 3年4月 23日から施行する。

「池上地区まちおこしの会」会則 新旧対照表

新	旧
<p>【払込方法】</p> <p>第7条 年会費は所定の銀行口座への振替又は現金で（中略）日割り計算は行わない。なお、銀行口座への振替に掛かる手数料は自己負担とする。</p>	<p>【払込方法】</p> <p>第7条 年会費は所定の銀行口座への振替又は現金で（中略）日割り計算は行わない。</p>
<p>【会計等】</p> <p>第8条 会費の管理及び収支事務を含めた会計は事務局が行うものとする。</p> <p>2 会計部を置く。</p> <p>3 事務局は会計帳簿を備え、まちおこしの会の収支内容を記録し、会計部会長が決算を総会で報告する。</p>	<p>【会計等】</p> <p>第8条 会費の管理及び収支事務を含めた会計は事務局が行うものとする。</p> <p>2 会計部を置く。</p> <p>3 事務局は会計帳簿を備え、まちおこしの会の収支内容を記録し、会計部長が決算を総会で報告する。</p>
<p>【運営等】</p> <p>第14条 まちおこしの会において決定すべき事項は、関係者と協議し、合意に達するまで相互に努力する。</p> <p>(略)</p> <p>5 関係会員は可能な限り、まちおこしの会の活動を支援する。</p>	<p>【運営等】</p> <p>第14条 まちおこしの会において決定すべき事項は、関係者と協議し、合意に達するまで相互に努力する。</p> <p>(略)</p> <p>5 関係会員は可能な限り、まちおこしの会の活動を支援するよう努めなければならない。</p>
<p>【役員会】</p> <p>第17条 役員会は、まちおこしの会の役員を以って構成し、必要の都度、会長が招集する。</p> <p>(略)</p> <p>6 池上特別出張所長は、役員会に出席するものとする。</p>	<p>【役員会】</p> <p>第17条 役員会は、まちおこしの会の役員を以って構成し、必要の都度、会長が招集する。</p> <p>(略)</p> <p>6 池上特別出張所は、役員会に出席するものとする。</p>
<p>【事務局】</p> <p>第20条 会の庶務を処理するため、大田区池上一丁目29番6号大田区池上特別出張所に事務局を置く。</p> <p>2 事務局の副事務局長、若干名の事務局員は事務局長が指名する。</p>	<p>【事務局】</p> <p>第20条 会の庶務を処理するため、大田区池上一丁目29番6号大田区池上特別出張所に事務局を行う。</p> <p>2 事務局の副事務局長、会計及び若干名の事務局員は事務局長が指名する。</p>

議事承認・否認回答書

以下の議事に関して、承認または否認に○を付け、否認の場合には理由をお書きください。

なお、全て承認の方は回答不要です。否認議案のある方のみ理由を記入の上、交換便にて回答お願いいたします。

※回答締切：令和3年4月23日 池上特別出張所 寺崎宛

(1) 令和2年度事業報告（書類番号1-1～7）

(2) 令和2年度会計報告（書類番号2-1～2）

(3) 令和2年度監査報告（書類番号2-1～2）

承認

否認 [理由：

(4) 令和3年度事業案（書類番号3-1～7）

(5) 令和3年度予算案（書類番号4）

承認

否認 [理由：

(6) 会則改正について（書類番号5-1～3）

承認

否認 [理由：

氏名 _____

議事承認・否認回答書

以下の議事に関して、承認または否認に○を付け、否認の場合には理由をお書きください。

なお、全て承認の方は回答不要です。否認議案のある方のみ理由を記入の上、同封の返信用封筒にて回答お願いいたします。

※回答締切：令和3年4月23日

(1) 令和2年度事業報告（書類番号1-1～7）

(2) 令和2年度会計報告（書類番号2-1～2）

(3) 令和2年度監査報告（書類番号2-1～2）

承認

否認

理由：

(4) 令和3年度事業案（書類番号3-1～7）

(5) 令和3年度予算案（書類番号4）

承認

否認

理由：

(6) 会則改正について（書類番号5-1～3）

承認

否認

理由：

氏名

池上地区まちおこしの会個人情報取扱方法

平成29年4月6日総会議決

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、その活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報取り扱いの方法は総会資料で会員に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 個人情報とは、「入会申込書」などにより同意を得て会長に提出された個人が特定される事項とする。

(同意の取消し)

第5条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を取消することができる。

- 2 前項の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。ただし、会員名簿としてすでに会員に配付しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

(利用)

第6条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費請求、その他文書の送付
- (2) 各部会、実行委員会の事業開催時などの名簿の作成

(管理)

第7条 個人情報は会長又は会長が指定する役員が適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は会長又は会長が指定する役員立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(第三者提供の制限)

第8条 個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

ただし、次に掲げる場合を除く。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

池上地区まちおこしの会
会員各位

池上地区まちおこしの会
会長 吉澤 正宣

令和3年度会費納入について（依頼）

日頃より当会活動に対して、格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。会則第5条にもとづき、令和3年度分会費の納入を下記のとおりご案内いたします。ご多用のところ恐れ入りますが、期限内のお手続きに、ご協力をお願いいたします。

記

1 会費

団体会員：1口（5,000円）以上 / 個人会員：1口（1,000円）以上

2 納入期限

令和3年5月31日（月）

3 納入方法

（1）口座振込

以下の口座へお振込みください（ATMまたは金融機関窓口）。領収書は振込控えをもって代えさせていただきますが、ご希望の方は事務局までご一報ください。

また、納入確認のため「依頼人名義の入力」を必ず行ってください。

- 振込先 -

受 取 人：池上地区まちおこしの会 会長 吉澤正宣

金融機関：1310（さわやか信用金庫）

店 番：018 （大森中央支店）

口座番号：普通 1164216 ※ 振込手数料は各自負担

（2）窓口納付

池上特別出張所の営業時間中（平日8:30～17:00）にお持ち込みください。

4 備考

新型コロナウイルスの感染拡大の状況に鑑み、口座振込の対応を開始しました。感染防止拡大のため、ぜひご利用いただければ幸いです。

【お問い合わせ】

池上地区まちおこしの会事務局 寺崎

住所：大田区池上1-29-6（池上特別出張所内）

電話：03-3752-3441 FAX：03-3752-4759

mail：ikegami@city.ota.tokyo.jp